

令和7年度 高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度 国と県の学費支援制度のご案内

(私立高校等・全日制)【令和7年7月分～】

1 学費支援制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減補助金制度（県の制度）

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設維持費などの実質的に授業料に相当する費用（以下、「授業料等」と言います）を軽減する制度です。※下表A、B区分のみ対象

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当（相殺）されます。
生徒に直接お渡しするものではありませんので、御注意ください。

2 支援の対象となる生徒

次の計算式によって計算した額（保護者全員の合算）が、304,200円未満の世帯は、表の区分に応じて授業料が軽減されます。

304,200円以上（年収目安約910万円以上）の世帯は、こちらの学費支援制度の対象外です。
対象外となった方に向けて、別途「高校生等臨時支援」を実施します。※1

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額 ※2

※2 政令指定都市の場合は、「調整控除額」に3/4を乗じて計算

計算式の額 (保護者等全員の合算)	毎月の授業料等 【支給対象項目】 授業料40,000円・設備維持費5,000円			【参考】 世帯年収目安 あくまで目安です (上記の計算式に基づきます)
	就学支援金 支給(軽減)額	軽減補助金 支給(軽減)額	生徒負担額	
A 0円	33,000円	12,000円	0円※3	～ 約270万円
B 51,300円未満	33,000円	12,000円	0円※3	約270万円 ～ 約350万円
C 154,500円未満	33,000円	【対象外】	12,000円	約350万円 ～ 約590万円
D 304,200円未満	9,900円	【対象外】	35,100円	約590万円 ～ 約910万円
304,200円以上	【対象外】※1	【対象外】	45,000円	約910万円 ～

※1 臨時支援を希望する場合は、7月に、就学支援金の申請とともに、臨時支援金の申請を行ってください。

※3 授業料及び施設整備費を対象として、月額の上限は5万円です。PTA会費・生徒会費・諸費等は対象外です。

- 保護者の「課税標準額」「調整控除額」は、マイナポータルの「わたしの情報」から御確認いただくか、お住まいの市区町村役場で課税証明書を取得して御確認ください。(詳しくは役場の担当者へお尋ねください)
- 住民税が未申告の方は課税標準額の確認ができないため受給資格認定や支給決定ができません。役場で令和7年度分(令和6年分の収入)の申告手続きを行い、学校事務室へ課税証明書を提出してください。

3 支援制度利用の「継続意向の登録」及び「収入状況の届出」について

毎年7月に、7月から翌年6月までの支援について、当該年度の税額で審査します。
e-Shienを操作し、「継続意向の登録」及び「収入状況の届出」等を行ってください。
e-Shienでの必要な操作及び参照するマニュアルについては、別紙を参照してください。

【入力期限】 7月11日(金) 締切

※e-Shienへの入力は7月1日(月)午前10時から入力可能です。

留意事項

- (1) 手続き後に、修正申告や更正による税額の変更があった場合や、死亡、離婚・結婚、養子縁組などによる保護者等の変更があった場合は、速やかに学校へ御相談ください。支給額（軽減額）の**変更が必要になる場合があります。**
- (2) 保護者等の負傷、疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができなくなった（家計急変した）場合、通常制度の対象外になる方でも支援を受けられる場合があります。該当しそうな場合は、速やかに学校へ御相談ください。

Q & A

Q 1 父母が死亡したため親権者がいませんが、祖母が生活費を出してくれています。この場合は、祖母が「保護者等」に該当しますか？

⇒ 親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者（＝生徒を扶養している方）が保護者等に該当します。この場合、健康保険証等により扶養関係を学校に示してください。

Q 2 ひとり親家庭（母子）ですが、先日母が再婚しました。この場合は、母と継父が「保護者等」に該当しますか？

⇒ 再婚した場合、養子縁組をしなければ再婚相手に親権が付与されません。
したがって、「保護者等」は次の通りとなります。

- ① 再婚に伴い養子縁組をしている場合 → 母と継父
- ② 養子縁組をしていない場合 → 母のみ

Q 3 父親が海外勤務ですが、住民票を海外に移し税金の確定申告なども海外で済ませています。母親は専業主婦で非課税扱いです。この場合、制度の対象となりますか？

⇒ 日本国内に在住している（母親）のみの収入状況で判断します。この場合、就学支援金の支給額は一律 9,900 円/月となります。（加算支給（33,000 円/月の支給）は、課税基準日（各年 1 月 1 日）に親権者 2 人とも日本国内に住所を有していることが条件になります。

Q 4 現在、児童福祉施設に入所しています。この場合の「保護者等」は誰になりますか？

⇒ 児童福祉施設や児童相談所に入所している場合でも、親権者（父、母）が存在すれば親権者が「保護者等」になります。ただし、親権者であっても「生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者」である場合は、「保護者等」に含みません。（DV・児童虐待等のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄等により接触することができない場合など）判断が難しい場合は、学校へお問い合わせください。